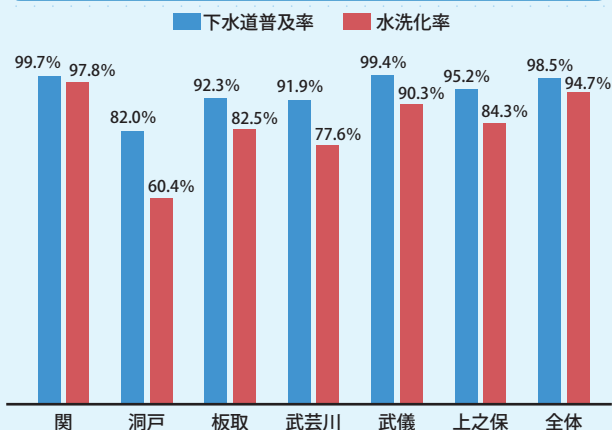


下水道 お水がいつても またくるね

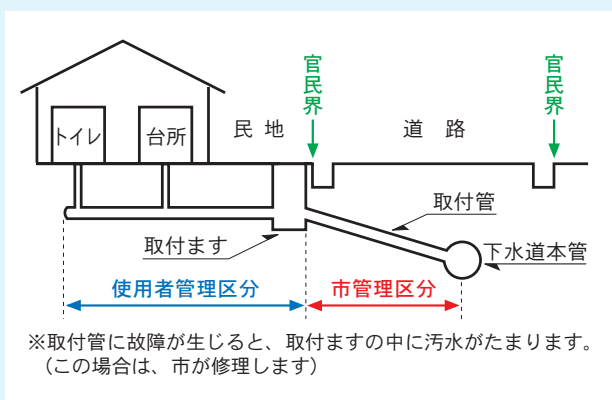
～9月10日は「下水道の日」です～

◆下水道の整備状況 (平成24年3月31日現在)



◆下水道の管理区分

- 下水道施設の管理区分は、図のようになっています。



◆下水道施設が故障したときは

- 排水管の詰まりなど下水道施設が故障したときは、その故障した場所の管理者が修理することになります。

故障場所	区分	連絡先
市の管理区分	平日の昼間	下水道課 (☎23-7708)
	平日の夜間、休日	市役所宿直、日直 (☎22-3131)
使用者の管理区分	平日	下水道排水設備指定工事店
	休日	休日当番の指定工事店

◆下水道排水設備の工事は指定工事店で

- 使用者が管理する排水設備の工事は、市の指定を受けた下水道排水設備指定工事店で行います。新設、修理などの工事は、必ず指定工事店に依頼してください。

◆下水道の正しい利用を

- 次のようなものは下水道に流さないでください。詰まりや悪臭、処理場の機能低下の原因になります。これらのものを流して下水道施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことになります。

残飯・野菜くず、生理用品・紙おむつ・ウェットティッシュ、タオル・布類、食用油・機械油、ガソリン・灯油・シンナー、薬品など

「トイレに流せませ」と表示のあるものも、できるだけ流さないようにしてください。

◆こんなときは

下水道が詰まった	下水道の管理区分の図にある「取付ます」が詰まっているときは下水道課へ、「取付ます」よりも中側で詰まっているときは指定工事店へ連絡してください。
使用者の名義を変えたい	水道課または下水道課の窓口に届け出てください。
家族の人数が変わった	井戸水などを利用している場合や井戸水などと水道を併用している場合は、下水道課の窓口に届け出てください。水道のみを利用している場合は、水道の使用量で料金を計算しますので、届け出は不要です。
井戸水などの使用をやめた	下水道課に連絡してください。

◆照会先 下水道課 ☎23-7708 FAX 23-7741